

# I 広島県医療費適正化計画検討委員会関係

## 1 広島県医療費適正化計画検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 県の医療費適正化計画の策定及び推進体制を整備するため、医療費等分析結果に基づく効果的な県独自施策及び関係者の役割等の検討を行う広島県医療費適正化計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 医療費分析結果に基づく県の課題抽出
- (2) 政策目標の設定
- (3) 県の医療費適正化推進施策
- (4) 医療費適正化計画の推進体制
- (5) 医療費の将来推計、施策実施後の効果額の設定

(組織)

第3条 委員会は15名以内で構成し、委員は、医療受給者、学識経験者、医療提供者、医療保険団体関係者及び行政関係者から選定する。

(運営)

第4条 委員会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 委員会に会長1名、副会長1名を置く。
- (2) 会長は、委員の互選により選任する。
- (3) 副会長は、会長が指名する。
- (4) 会長は、委員会を招集し、委員会を主宰する。
- (5) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合はその職務を代理する。
- (6) 委員がやむを得ない事情で委員会に出席できない場合は、委任を受けた代理人が委員会に出席できるものとする。
- (7) 委員会は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、平成20年3月31日までとする。ただし、委員が交替した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、福祉保健部総務管理局医療保険室に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月25日から施行する。

## 2 広島県医療費適正化計画検討委員会委員等名簿

### 【委員】

|     | 役 職 名                               | 氏 名     |
|-----|-------------------------------------|---------|
| 会 長 | 広島大学大学院医歯薬学総合研究科教授                  | 井内 康輝   |
| 副会長 | 広島県老人保健施設協議会会長                      | 山口 昇    |
| 委 員 | 広島県看護協会会長                           | 板谷 美智子  |
|     | 京都大学大学院医学研究科<br>社会健康医学系専攻 医療経済学分野教授 | 今中 雄一   |
|     | 広島県医師会会長                            | 碓井 静照   |
|     | 広島社会保険事務局次長                         | 釜野 芳裕   |
|     | 前 広島社会保険事務局次長                       | (岡山 明夫) |
|     | 広島県福祉保健部長                           | 迫井 正深   |
|     | 広島県町村会会長                            | 佐々木 清蔵  |
|     | 広島県老人クラブ連合会会長                       | 高橋 辰夫   |
|     | 広島県病院協会会長                           | 津久江 一郎  |
|     | 中国電力健康保険組合常務理事                      | 手島 理    |
|     | 広島県薬剤師会会長                           | 前田 泰則   |
|     | 日本労働組合総連合会広島県連合会会長                  | 宮地 稔    |
|     | 広島県歯科医師会会長                          | 山科 透    |
|     | 広島県市長会会長                            | 吉岡 広小路  |
|     | 前 広島県市長会会長                          | (山下 三郎) |

注：( ) 内は、人事異動に伴う前任者

### 【オブザーバー】

|                                                 |       |
|-------------------------------------------------|-------|
| 京都大学大学院医学研究科<br>社会健康医学系専攻 医療経済学分野 特任助教          | 林田 賢史 |
| みずほ情報総研株式会社 社会経済コンサルティング部<br>医療政策チーム シニアコンサルタント | 森岡 聖晴 |
| みずほ情報総研株式会社 社会経済コンサルティング部<br>医療政策チーム チーフコンサルタント | 山崎 学  |

(会長、副会長以外は五十音順、敬称略)

### 3 広島県医療費適正化計画検討委員会検討状況

#### 第1回 平成19年7月13日（金）

○ 議題

- 1 広島県医療費適正化計画の策定にあたっての課題について
- 2 その他

#### 第2回 平成19年10月24日（水）

○ 議題

- 1 医療費分析（第2次報告）の概要について
- 2 住民の健康の保持増進の推進に関する目標について
- 3 効率的な医療提供体制の推進に関する目標について
- 4 広島県医療費適正化計画の骨子について
- 5 その他

#### 第3回 平成19年12月3日（月）

○ 議題

- 1 医療費適正化に向けた目標について
- 2 広島県医療費適正化計画（原案）について
- 3 その他

#### 第4回 平成20年3月13日（木）

○ 議題

- 1 広島県医療費適正化計画（案）における目標等について
- 2 広島県医療費適正化計画（案）の意見募集結果について
- 3 広島県医療費適正化計画（原案）からの主な変更点について
- 4 その他

## Ⅱ 広島県医療制度改革推進協議会関係

### 広島県医療制度改革推進協議会設置要綱

#### （目 的）

第1条 本県における医療費の適正化，地域ケア体制の計画的整備，医師の確保対策などの医療制度改革を円滑に推進するため，広島県医療制度改革推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### （所掌事務）

第2条 協議会は，次に掲げる事項の総合的な企画・調整及び推進を図る。

- （1）医療費適正化計画に関すること。
- （2）地域ケア整備構想に関すること。
- （3）医師の確保対策に関すること。
- （4）その他医療制度改革の推進に関すること。

#### （組 織）

第3条 協議会は，会長，副会長及び委員をもって構成し，それぞれ別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

#### （協議会）

第4条 協議会は，会長が招集し，主宰する。

- 2 副会長は，会長を補佐し，又は必要に応じて，その職務を代行する。
- 3 協議会は，必要に応じ，議題に関係のある特定の委員だけで開催することができる。
- 4 会長が必要と認めるときは，協議会に構成員以外の者を会議に出席させ，意見を聴くことができる。

#### （部 会）

第5条 協議会の所掌する事項について，実務的な協議を行うため，協議会に別表2に掲げる部会を設置する。

- 2 部会は，部会長，副部会長及び委員により構成し，それぞれ別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 部会は，部会長が招集し，主宰する。
- 4 副部会長は，部会長を補佐し，又は必要に応じて，その職務を代行する。
- 5 部会は，必要に応じ，議題に関係のある特定の委員だけで開催することができる。
- 6 部会長が必要と認めるときは，部会に構成員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

#### （事務局）

第6条 協議会の事務局は，別表1に掲げる室に置く。

- 2 部会の事務局は，別表2に掲げる室に置く。

#### （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか，協議会の運営に関し必要な事項は，会長が別に定める。

#### （附 則）

- 1 この要綱は，平成18年9月1日から施行する。
- 2 「医療費適正化推進連絡会議設置要綱（平成18年4月20日施行）」は，平成18年8月31日をもって廃止する。

#### （附 則）

この要綱は，平成19年4月1日から施行する。

#### （附 則）

この要綱は，平成19年6月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係) [協議会]

|     |                                                                                             |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 長 | 福祉保健部長                                                                                      |
| 副会長 | 総務管理局長                                                                                      |
| 委 員 | 保健医療局長，社会福祉局長，病院事業局長，<br>福祉保健総務室長，福祉保健総務室企画担当室長，医療保険室長，<br>医務看護室長，医療対策室長，<br>地域福祉室長，高齢者支援室長 |

事務局：福祉保健総務室

別表 2 (第 5 条関係) [部会]

## ① 医療費適正化計画部会

|      |                                                                                                                                        |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 部会長  | 総務管理局長                                                                                                                                 |
| 副部会長 | 医療保険室長                                                                                                                                 |
| 委 員  | 福祉保健総務室長，福祉保健総務室企画担当室長，<br>健康増進・歯科保健室長，<br>医務看護室長，医療対策室長，保健対策室長，<br>被爆者・毒ガス障害者対策室長，薬務室長，<br>社会援護室長，障害者支援室自立支援担当室長，高齢者支援室長，<br>介護保険指導室長 |

事務局：医療保険室

## ② 地域ケア整備構想部会

|      |                                                                              |
|------|------------------------------------------------------------------------------|
| 部会長  | 社会福祉局長                                                                       |
| 副部会長 | 高齢者支援室長                                                                      |
| 委 員  | 福祉保健総務室長，福祉保健総務室企画担当室長，医療保険室長，<br>医務看護室長，医療対策室長，<br>地域福祉室長，介護保険指導室長，<br>住宅室長 |

事務局：高齢者支援室

## ③ 医師確保対策部会

|      |                                              |
|------|----------------------------------------------|
| 部会長  | 保健医療局長                                       |
| 副部会長 | 医療対策室長                                       |
| 委 員  | 福祉保健総務室長，福祉保健総務室企画担当室長，<br>医務看護室長，<br>県立病院室長 |

事務局：医療対策室

### Ⅲ 用語解説

| 頁数      | 用語・説明                                                                                                                                                                                               |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1       | <b>公的医療保険制度</b><br>社会保険制度の一分野で、疾病や負傷を保険事故として扱う制度。医療保険制度は、健康保険法を中心に、それぞれの法律に基づいて規定、運営され、大きく被用者保険(健保組合、政府管掌保険、共済組合等の職域保険)と国民健康保険(地域保険)とに分かれる。                                                         |
| 1       | <b>平均寿命</b><br>ある年に生まれた者(出生児)が何年生きられるかという平均生存年数。0歳の平均余命。平成17(2005)年の日本の平均寿命は、男78.56歳、女85.52歳で世界最高水準となっている。                                                                                          |
| 1       | <b>後期高齢者</b><br>75歳以上の高齢者。平成20(2008)年4月から後期高齢者を対象とした「後期高齢者医療制度」が施行される。後期高齢者医療制度は、従来の、医療保険制度とは異なり、運営は全市町村が加入する都道府県単位の後期高齢者広域連合が行う。保険料は、原則、都道府県単一で広域連合が決定する。なお、65歳から74歳までを前期高齢者という。                   |
| 4       | <b>生活習慣病</b><br>高血圧症や糖尿病、脂質異常症など肥満や塩分過剰摂取、喫煙、運動不足、過度の飲酒、ストレスなどの生活習慣が発症の起因となる疾患。                                                                                                                     |
| 4       | <b>国民医療費</b><br>国民が1年間に、医療機関において傷病治療に対して支払われた費用の推計総額。正常な分娩などの費用や健康診断、予防接種、医療保険外の特別料金などは含まれない。                                                                                                       |
| 4       | <b>社会的入院</b><br>入院治療の必要性よりも、家庭に介護者がいない等社会的な理由によって入院している状態。                                                                                                                                          |
| 5       | <b>療養病床</b><br>長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床。                                                                                                                                                         |
| 5       | <b>介護保険施設</b><br>要介護者を入所(入院)させ介護サービスを行う施設のこと。介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設(老人保健施設)、介護療養型医療施設(介護療養病床)をいう。                                                                                             |
| 5<br>25 | <b>OECD</b><br>経済協力開発機構。(Organization for Economic Cooperation and Development)                                                                                                                     |
| 6       | <b>医療制度改革関連法</b><br>平成18(2006)年6月に成立した法律。「健康保険法等一部を改正する法律」、「良質な医療を提供する体制を図るための医療法等の一部を改正する法律」等から成る。                                                                                                 |
| 6       | <b>医療費適正化に関する施策についての基本的な方針(案)</b><br>国が提示した医療費適正化計画を策定するための基本的な方針(案)。                                                                                                                               |
| 7       | <b>高齢者の医療の確保に関する法律</b><br>「老人保健法」が改正され、平成20(2008)年4月1日から施行される法律。                                                                                                                                    |
| 8       | <b>健康ひろしま21</b><br>「健康増進法」に基づき、県が定める住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画(都道府県健康増進計画)。                                                                                                                       |
| 8       | <b>広島県がん対策推進計画</b><br>「がん対策基本法」に基づき、本県のがん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の基本的方向について定めた計画。                                                                                                                   |
| 8       | <b>広島県保健医療計画</b><br>「医療法」の規定に基づき、都道府県における医療を提供する体制の確保を図るために定める計画のこと。少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要があると認めた場合は変更することとなっている。                                                                                      |
| 8       | <b>ひろしま高齢者プラン(平成18～20年度)</b><br>高齢者保健福祉及び介護サービスの計画的な整備目標と提供体制を確保するため、老人福祉法に基づく県の老人福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業支援計画を一体的に盛り込む基本計画。現在の計画は、平成18年度～20年度までの3年間の計画。                                                |
| 8       | <b>広島県地域ケア体制整備構想</b><br>療養病床の円滑な再編成に向け、国が平成19(2007)年6月に示した「地域ケア体制の整備に関する基本方針」に基づき、利用者、費用負担者、医療提供体制の視点から療養病床の再編成に伴う受け皿づくりを含め、将来的な高齢者の介護等のニーズや社会資源の状況等に即した「地域ケア体制」の今後の方向性を定めたもので、平成19(2007)年12月に策定した。 |
| 9       | <b>国民所得</b><br>国の経済において過去に蓄積された資本資産を減少させることなく、一定期間(通常1年)に新たに生産・分配・支出されていく財貨とサービスの合計。単なる個人の所得の合計ではなく、なんらかの生産活動によって発生した付加価値の合計であり生産活動を伴わない収入は含まない。                                                    |

| 頁数 | 用語・説明                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9  | <b>一般診療医療費</b><br>国民医療費における入院医療費と入院外医療費の合計。                                                                                                                                                                                                                                 |
| 11 | <b>一般被保険者</b><br>医療保険に加入し、病気やけが等の保険事故があった場合に、保険によって必要な給付を受けることができ、保険料を支払っている人を被保険者という。老人保健法の規定により医療を受ける者、退職者医療制度により医療を受ける者以外を一般被保険者という。                                                                                                                                     |
| 13 | <b>クラスター分析</b><br>似通った個体あるいは変数のグループ化を行うための分析手法。                                                                                                                                                                                                                             |
| 16 | <b>国内総生産</b><br>1年間に国内で新たに生産された財・サービスの価値の合計。                                                                                                                                                                                                                                |
| 17 | <b>周産期死亡率</b><br>出産にかかわる母子の安全を測る重要な指標のひとつである。 $\{(年間の妊娠満22週以後の死産数)+(年間の生後1週未満の死亡数)\} \div \{(年間の出生数)+(年間の妊娠満22週以後の死産数)\} \times 100$                                                                                                                                        |
| 17 | <b>年齢調整死亡率</b><br>年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるように年齢構成を調整した死亡率。 $\{(平成〇年年齢5歳階級別粗死亡率) \times (昭和60年モデル人口当該年齢の人口)\}$ の各階級年齢の総和 $\div$ (昭和60年モデル人口)総数。                                                                                                                               |
| 18 | <b>アウトカム指標</b><br>ある政策等によりサービス等(ある施策等の対象者に直接に提供された金銭、モノ、またはサービス)を提供した結果として国民にもたらせる成果を指標としたもの。                                                                                                                                                                               |
| 19 | <b>高血圧症</b><br>動脈血圧が常に正常より高い状態。世界保健機構(WHO)の基準では、収縮期血圧が140以上、拡張期血圧90以上(一方あるいは両条件)とされる。                                                                                                                                                                                       |
| 19 | <b>脂質異常症</b><br>平成19(2007)年4月に「動脈硬化性疾患予防ガイドライン2007年版」で「高脂質血症」が「脂質異常症」に変更。                                                                                                                                                                                                   |
| 19 | <b>受療率</b><br>「患者調査」をもとに計算されている人口10万人に対する推計患者数。                                                                                                                                                                                                                             |
| 19 | <b>平均在院日数</b><br>入院患者が平均して何日在院したかを示すものである。入院基本料等の施設基準に係る指標となる。<br>平均在院日数 $=$ 在院患者延日数 $\div$ $\{(新入院患者数+退院患者数) \div 2\}$<br>※医療費適正化計画で用いる平均在院日数について入院した患者は必ず退院するので、理論的には新入院患者数と退院患者数は等しくなるはずであるが、実際には病床数の増減や空床の発生などによって変動がおきてくるので、新入院患者と退院患者数の平均で在院延べ数を割る。病床数と病床の回転率を反映している。 |
| 20 | <b>メタボリックシンドローム(内臓脂肪型症候群)</b><br>内臓脂肪症候群。内臓脂肪が蓄積して血糖や血圧、中性脂肪などが高めになり、動脈硬化疾患が発症しやすい肥満症、高血圧、糖尿病、脂質異常症など複合型リスクの病態。                                                                                                                                                             |
| 22 | <b>基本健康診査</b><br>老人保健法に基づき市町が行う健康診査。                                                                                                                                                                                                                                        |
| 22 | <b>受診率</b><br>健診受診者数 $\div$ 健診対象者数 $\times 100$                                                                                                                                                                                                                             |
| 23 | <b>ポピュレーションアプローチ</b><br>対象を一部に限定しないで集団全体へアプローチをし、全体としてリスクを下げようという考え方。                                                                                                                                                                                                       |
| 23 | <b>健康日本21</b><br>平成12(2000)年に第3次国民健康づくり運動として「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」を開始した。                                                                                                                                                                                               |
| 24 | <b>国保ヘルスアップ事業、個別健康支援プログラム</b><br>国民健康保険が行う保健事業。国保ヘルスアップ事業は、各種健康相談、健康教育、健康診査、地域活動組織の育成を行い、その核となる事業として個別健康支援プログラムを位置づけている。                                                                                                                                                    |
| 24 | <b>特定健康診査</b><br>平成20(2008)年4月から40歳～74歳の者を対象に国民健康保険や健康保険組合等の医療保険者に義務付けられたメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した生活習慣病予防のための健康診査。全国一律の基準を用いて特定健康診査の結果に基づき、特定保健指導の対象者を選定する。                                                                                                                |
| 24 | <b>特定保健指導</b><br>医療保険者が、特定健康診査の結果によりメタボリックシンドロームのリスクが高いと選定した者を対象に、生活習慣を改善するために行う保健指導。対象者が、自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるよう保健指導を行う。                                                                                                                    |

| 頁数 | 用語・説明                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 25 | <b>回復期リハビリテーション病棟</b><br>脳血管疾患、脊髄損傷、大腿骨頸部骨折等の患者を対象に ADL 能力を向上させ、寝たきり防止と家庭復帰を目的にリハビリテーションを集中的に行うための病棟。                                                                                                                                                                                                                                           |
| 25 | <b>医療療養病床</b><br>療養病床をもつ病院・診療所のうち、医療保険適用部分の病床に入院する医療の必要性の高い患者に対し、医療の提供を行う病床。                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 26 | <b>医療区分</b><br>医療療養病床における病名や病態、処置の内容など、必要性の程度に基づいた入院患者の分類区分 1～3 があり、区分 3 が最も医療の必要性が高い区分になる。                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 31 | <b>院外処方率</b><br>院外処方箋数÷処方箋数。院外処方とは、患者が院外の保険薬局で薬剤を受けとることを前提に処方箋を発行する。                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 31 | <b>後発医薬品</b><br>既承認医薬品（先発品）と有効成分、用法・用量、効能・効果などが同等の医薬品。通常、先発品の再審査機関・特許期間経過後に承認される。先発品をもとに生産されるため、低コストに抑えられ、承認審査も簡素化される。                                                                                                                                                                                                                          |
| 32 | <b>訪問看護ステーション</b><br>健康保険法や介護保険法に基づき、在宅療養患者に対して訪問看護サービスを提供する事業者。主治医の指示に基づいて、看護師、保健師、理学療法士等が訪問して看護ケアを行う。                                                                                                                                                                                                                                         |
| 34 | <b>地域差指数</b><br>地域差指数とは、年齢構成要因による給付費の高低の影響を除去して、各市町村の医療費を比べる数値である。（全国平均を1として表している。）                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 38 | <b>インフラ</b><br>インフラストラクチャー（infrastructure）の略である。「産業や生活の基盤として整備される施設」である。狭い意味では、道路・鉄道・上下水道・送電網・港湾・ダム・通信施設など「産業の基盤となる施設」、広い意味では学校・病院・公園・福祉施設など「生活の基盤となる施設」という意味がある。                                                                                                                                                                               |
| 39 | <b>公費負担医療</b><br>国または地方公共団体が、一般財源を基礎に医療に関する給付を行う制度。                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 42 | <b>地域連携クリティカルパス</b><br>クリニカルパスともいう。急性期病院から回復期病院を経て自宅に帰れるような診療計画を作成し、治療を受ける医療機関で共有して用いるもの。診療にあたる複数の医療機関が役割分担を含め、あらかじめ診療内容を患者に提示・説明することにより、患者が安心して医療を受けることが出来るようにするもの。内容としては、施設ごとの治療経過にしたがって、診療ガイドライン等に基づき、診療内容や達成目標等を診療計画として明示。回復期病院では、患者がどのような状態で転院してくるかをあらかじめ把握できるため、重複した検査をせずに済むなど転院早々から効果的なリハビリを開始できる。これにより、医療連携体制に基づく地域完結型医療を具体的に実現するものである。 |
| 42 | <b>インフォームド・コンセント</b><br>医師が病状、治療目的、治療法について十分な説明を行い、患者の自発的意志による同意を得たうえで医療行為を行うこと。                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 42 | <b>レセプト（診療報酬明細書）</b><br>保険医療機関や保険薬局が患者に提供した医療サービスの診療報酬について、診療報酬点数表に基づいて作成する内訳明細書。                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 44 | <b>特定健康診査等実施計画</b><br>「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、各医療保険者が策定する特定健康診査・特定保健指導を実施するための方針を示す計画。                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 44 | <b>保険者協議会</b><br>各医療保険者から構成され、各機関が連携を図り、医療保険者における医療費分析や保健事業等の実施を検討する協議会。                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 44 | <b>生活機能評価</b><br>平成 20（2008）年 4 月から「介護保険法」に基づき行われる介護予防事業。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 45 | <b>化学療法</b><br>悪性腫瘍などの異常細胞の増殖を抑制する化学物質を投与して治療を行うこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 45 | <b>緩和ケア</b><br>生命を脅かす疾患による問題に直面している患者とその家族に対して、疾患の早期より痛み、身体的問題、心理社会的問題、精神的な問題に関してきちんとした評価を行い、それが障害とならないように予防したり対処したりすることで、QOL（生活の質）を改善するための方法。単に身体症状のコントロールだけでなく、心のケアも同時に行い患者の QOL を総合的に高めることを目的とするものである。                                                                                                                                       |

| 頁数 | 用語・説明                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 45 | <b>がん診療連携拠点病院</b><br>全国どこでも質の高いがん医療を受けられる体制の確保という目標のもとに、各地域の拠点として厚生労働大臣によって指定された医療機関。                                                                                                                                                                                                                             |
| 45 | <b>かかりつけ医</b><br>在宅主治医(歯科医)ともいう。生涯にわたる住民一人ひとりの生活様式に応じた各種保険医療サービスを身近なところで提供する医師をいう。                                                                                                                                                                                                                                |
| 45 | <b>在宅療養支援診療所</b><br>患者ができる限り住み慣れた家庭や地域で身近な人に囲まれて、療養しながら生活を送れるよう、診療報酬上の制度として平成 18(2006)年度から新設された。在宅医療における中心的な役割を担い、必要に応じて他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等との連携をはかりつつ、24 時間往診及び訪問看護等を提供できる体制をとる診療所のこと。                                                                                                                        |
| 45 | <b>壊疽(えそ)</b><br>壊死の一種。壊死に陥った部分が腐敗などをきたした状態。                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 46 | <b>A E D</b><br>自動対外式除細動器。突然、心臓が停止した傷病者の心電図を自動的に解析して除細動が必要な場合に、音声ガイダンス等の指示によって、安全に電気ショックを与えることができる機器。                                                                                                                                                                                                             |
| 54 | <b>地域医療支援病院</b><br>地域医療の中核を担う機能をもつ医療機関として所在地の都道府県知事の承認を得た病院。紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じてかかりつけ医を支援する病院である。                                                                                                                                                                                                      |
| 55 | <b>終末期医療</b><br>終末期医療には、現代の医療では治癒の見込めない終末期にある患者を対象に、全人的な観点にたって痛みの緩和などを中心に行われるターミナルケアも含まれる。ターミナルケアには、①痛みをはじめとする諸症状のコントロール、②患者及び家族の精神的苦痛の軽減のための援助、③患者と家族を囲む社会経済的問題の解決、④孤独や死別にとまなう人間の根幹となるスピリチュアル(精神的)な問題解決のための援助、といったケアもある。                                                                                         |
| 55 | <b>地域包括支援センター</b><br>地域包括支援センターは、介護予防と地域ケアの拠点機関で、市町が実施する地域支援事業のうち次の包括的支援事業を行っている。<br>①介護予防サービス及び介護予防事業のケアマネジメント<br>②総合相談支援事業(権利擁護相談も含む)<br>③包括的・継続的ケアマネジメント(地域のケアマネジャーの支援や地域連携体制の構築など)<br>専門職員が、介護相談から高齢者虐待などの権利擁護相談まで、高齢者とその家族などからのさまざまな相談に対応し、支援を行う。地域包括支援センターによっては、支所の役割を持ったサブセンターや総合相談支援事業についての窓口としてのブランチもある。 |
| 56 | <b>認知症介護指導者</b><br>認知症介護研究・研修センターにおいて認知症介護指導者養成研修を修了し、都道府県等が実施する認知症介護実践研修等の企画、立案、講義、演習、実習を担当するとともに介護保険施設、事業者等における介護の質の改善について指導することができる者。                                                                                                                                                                          |
| 56 | <b>認知症介護アドバイザー</b><br>広島県独自の制度として、平成 14(2002)年度から、認知症介護実践リーダー研修修了者を「認知症介護アドバイザー」として登録し、在宅の認知症高齢者を介護する家族の相談等に適切に対応できる人材として、市町が実施する家族への認知症介護相談事業等に協力している。                                                                                                                                                           |
| 56 | <b>フォーマルサービス</b><br>国や地方公共団体など公的機関が行う、法律などの制度に基づいた福祉や介護のサービスのこと。介護保険や医療保険などで給付されるサービスなどのことをいう。                                                                                                                                                                                                                    |
| 56 | <b>認知症サポーター</b><br>「認知症を知り地域をつくる 10 ヶ年」構想の一環である。「認知症サポーター100 万人キャラバン」事業による「認知症サポーター養成講座」を受講した者。認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援し、だれもが暮らしやすい地域をつくっていくボランティアのこと。                                                                                                                                                         |
| 56 | <b>インフォーマルサービス</b><br>行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されない「隠れた」ニーズに対応するサービス。                                                                                                                                                                                                                                                |